

想定Q	想定A
1 目的は何ですか？	<p>感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るためには、事業者の皆様、業界団体が作成された「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守していただくことが重要です。</p> <p>感染防止対策に取り組む事業者に「感染防止宣言ステッカー」データを配信し、店舗の入口などに掲示していただくことで府民の皆様が安心して施設・店舗を利用できることを目的に実施します。</p>
2 いつ開始されたのですか？	令和2年7月1日（水）から開始しました。
3 どのような仕組みですか？	<p>施設・店舗で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策として取り組んでいる内容をご確認いただいた上で、ガイドライン遵守宣言及び必要事項等を入力していただくことで、大阪府から「感染防止宣言ステッカー」のデータを配信させていただきます仕組みです。</p>
4 登録は義務ですか？	義務ではありませんが、多くの方に安心して施設等を利用していただくための取り組みですので、ご協力をお願いします。
5 どこから登録すれば良いですか？	大阪府ホームページの専用フォームから登録をお願いします。インターネットでの登録となりますのでご了承ください。
6 登録に費用はかかりますか？	登録に際して費用は発生しません。ただし、登録に必要な通信費用、ステッカーを印刷する費用は事業者様でご負担いただくこととなります。
7 感染防止宣言ステッカーはどこに掲示すれば良いですか？	施設・店舗の入口など、利用者が見やすい場所に掲示してください。
8 ステッカーは掲示ではなく、利用者に配布しても良いですか？	原則として掲示をお願いします。
9 ステッカーを複数枚印刷して掲示しても良いですか？	構いません。
10 ステッカーを拡大（縮小）して印刷しても良いですか？	構いません。ただし、縦横比は変えないようお願いします。（縦のみ拡大（縮小）、横のみ拡大（縮小）することは不可）
11 ステッカーは白黒で印刷しても良いですか？	構いません。
12 大阪府外の店舗も登録できますか？	大阪府内に所在する事業者（施設・店舗等）を対象としています。

想定Q	想定A
13 登録は運営主体が行うのか？施設・店舗ごとに行うのか？	施設・店舗ごとに登録をお願いします。
14 登録した内容を修正したいのですが？	お手数ですが、再度入力し、登録をお願いします。
15 ステッカーを紛失・破損したので再発行できますか？	データを保存されている場合は再度印刷していただくか、再登録をお願いします。
16 複数の店舗を運営しているが、全て同じステッカーを掲示しても良いですか？	お手数ですが、店舗ごとに登録のうえ、掲示してください。なお、店舗ごとに登録される際は、入力、印刷の作業をまとめて代行いただいても構いません。
17 パソコン、スマートフォンを持っていない場合はどうしたら良いですか？	危機管理室（新別館北館3階）に来庁していただければ、大阪府職員による代行登録対応を行っています。（印刷代金30円が必要になります）手順等の詳細はコールセンター【06-4397-3268】にお問い合わせください。
18 プリンターがない場合はどうしたら良いですか？	<p>ご面倒ですが、コンビニ等で印刷いただくか、またはデジタル画面からも利用者登録いただけますので、店のデジタルサイネージ、タッチパネル、パソコンディスプレイなどにお送りしたステッカーデータを表示するなど、利用者に見えるよう掲示してください。</p> <p><参考>コンビニでのプリントの方法</p> <p>【スマホ】 印刷用のアプリをダウンロードしておく。主要コンビニのアプリと印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html ・ファミリーマート、ローソン https://networkprint.ne.jp/sharp_netprint/ja/howto.aspx</p> <p>【パソコン】 USBメモリ等にステッカーデータを保存する。主要コンビニでの印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.sej.co.jp/services/print.html ・ファミリーマート https://www.family.co.jp/services/print/print.html#anc1-9 ・ローソン https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy</p>
19 ガイドラインが示されていないので、近い業種を選択しても良いですか？	ステッカーは、業種別ガイドラインを遵守する事業者を対象としています。ガイドライン一覧に掲示がない場合は、事業実態が最も近い業種が規定するガイドラインを遵守してください。 なお、一覧にない場合でも、所管省庁等において業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらを遵守していただいても構いません。
20 ガイドラインがない施設・店舗等にもステッカーを発行するべきではないですか？	事業者が業種別ガイドラインを遵守していることを利用者に見て（知って）いただくことを目的に実施しています。ご理解ください。
21 ステッカー掲示店が感染防止対策を徹底していません。指導してもらえますか？	組織で共有し、必要に応じ、施設・店舗に確認を行います。 本府が必要と判断した場合、ステッカーの撤去を指示する可能性があります。

想定Q	想定A
22 スマートフォンで登録を進めると、登録完了後、出力できない（PDFが表示されない）のですが。	<p>ブラウザの動作環境が登録フォーム（kintone）で保証されていないものであるため、ステッカーデータの出力の際にエラーが発生するようです。 お手数ですが、動作環境が保証されている下記ブラウザにて再登録をお願いします。</p> <p>【Windows】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Internet Explorer 11 ・ Microsoft Edge ・ Mozilla Firefox ・ Google Chrome <p>【MacOS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Safari 8/9 ・ Mozilla Firefox ・ Google Chrome
23 ステッカーをホームページやSNSに掲載してもいいですか？	デザインを改変しなければ、掲載していただいて構いません。
24 コロナ追跡システムの導入、名簿の作成は両方必要ですか？	感染者が発生した場合に、感染経路を特定できるようにするためのものなので、どちらかで結構です。
25 ステッカーは何に印刷してもいいですか？	用紙、シール等をご自由にお選びいただいて構いません。
26 ガイドラインに定められていることで遵守できないものがあるのですが登録できませんか？	店舗の実情により遵守できない事項については、代替手段を講じていただければ、登録していただいて構いません。その際は、取り組んでいる内容を取組書にご記載いただき、ステッカーとともに店舗先等に貼付してください。（取組書については、下記の府ホームページ「感染防止宣言ステッカー」ページよりお使いいただけます。）
27 登録に際して審査はありますか？	登録に際して審査はございません。取組は自発的に行っていただきます。
28 登録後、店舗に来て調査されることはありますか？	感染防止対策を十分に行っていただければ、基本的には調査することはありませんが、対象の不履行についての情報提供などがあれば、必要に応じて調査する可能性があります。
29 登録すると何があるのですか？	事業者様が店舗等の目立つところに掲示していただくことで、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。
30 イベントは対象ですか？	イベント自体については当ステッカーの登録を積極的に推奨している対象ではありません。イベント開催施設で取得している場合は、施設管理者と調整いただきますようお願いいたします。

想定Q	想定A
31 登録店の公開とはどういうことですか？	ステッカーの登録をしている施設・店舗の一覧を府のホームページに掲載しています。ステッカーの登録施設・店舗であるという旨の公開であり、感染者の発生等によって施設・店舗名を公開するといった主旨ではありません。
32 入力フォームの業種選択の中に該当する業種が見つからないがどうしたらいいですか？	その他を選択し、次項の店舗種別の欄に業種を記入してください
33 店のホームページがない場合はどうすればいいですか？	必須項目ではありません。入力せずにお進みください。
34 登録している施設・店舗の一覧を見ることはできますか？	現在、府のホームページにて公開しています。
35 ガイドラインが掲載されているURLのリンクが切れているのですが	お手数ですが、団体名から該当のガイドラインを直接検索してください。
36 登録完了したのに、ステッカーが送付されてこないのですが	府より送付するものではありません。登録完了後、出力ボタンを押下し、ご自身で印刷してください。
37 ステッカー内の文言や字体を一部変更してもいいですか？	デザインの改変にあたりますので、ご遠慮ください。